

厚生常任委員会

平成17年5月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浦野 圭司

○三木 誓士

木田 守彦

里川宜志子

中西 和夫

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
同 係 長	紀 充治	健康推進課長	清水 孝悦
同 課 長 補 佐	植村 俊彦	環境対策課長	清水 建也
同 課 長 補 佐	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	西谷 桂子	同 課 長 補 佐	清水 昭雄

3. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 三木委員、木田委員

委員長 おはようございます。
審査に入ります前に、4月に町の人事異動がありましたので異動の
ありました職員のご紹介をしていただきたいと思います。

（ 職員紹介 ）

委員長 職員の皆さまにはご苦労さまでした。

委員長 全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を
開会いたします。

私浦野が本年1年間、厚生常任委員長として浅学ではございますが、
努めさせていただきますので、皆様のご協力よろしくお願いいたしま
す。

委員長 それでは、本日の会議を開きます。
町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、三木委員、木田委員のお二人を指名いたします。

委員長 本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとお
りでございます。

初めに継続審査案件であります、（1）（仮称）総合福祉会館整備
計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長 継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画について、ご説明申し上げます。

（仮称）総合福祉会館整備計画につきましては、小吉田1丁目地内におきまして用地のめどを立てまして、16年度末までに各所有者との交渉を済ませ、用地の確保に向け、全力を挙げ取り組んでまいるといふことで考えておりました。また、そういう自信もありましたが、しかし、一人の方と交渉がまとまらず、用地の面積等、エリア等、考える中で、とりまとめを今、お願いしております方と再度話をし、調整する必要がでてまいりました。しかし、その方が体調を崩されまして、交渉等が遅れましたことから用地の確保には、今、現在至っておりません。昨日もその方とお会いをし、お話をし、お願いをしているところではありますが、今後最大限の努力をして用地の確保をしてまいりたいと考えております。今後、建設用地の選定などがまとまりましたならば、当常任委員会にご報告申し上げ、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。以上簡単ではございますが、（仮称）総合福祉会館整備計画についてのご報告とさせていただきますので、よろしくご説明申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

委員長 次に、6月定例議会に付議が予定されている議案について予め説明を受けることにいたします。

はじめに、（１）斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてから（４）心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてまでと、報告事項の（２）平成１７年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）について、および（３）福祉医療に伴う貸付制度については医療費助成制度に伴う医療費の貸付制度に関わる案件であり相互に関連いたしますので、一括して説明を受けたいと思いますがご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 ただいま申し上げました案件について、一括して理事者の説明を求めます。清水健康推進課長。

健康推進 それでは、関連という事で一括説明させていただきます。

課長 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について、斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、および各課報告関係の平成１７年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）について、および福祉医療に伴う貸付制度について一括説明させていただきます。

 まず、資料の８になります。一番最後の資料でございます。

 この関係につきまして、平成１７年８月から福祉医療制度が変わることにつきましては、先の３月議会でご説明いたしましたとおりでございます。この制度の自動償還払いの導入に伴いまして、一旦実費の利用者負担が発生するということから、対象者のうち、一部負担が困難な方に対しまして、利用者負担分の資金の貸付を行なうというものでございます。その事によりまして、平成１７年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）ということで、一番最後のページ、住民生活部所管という事で、資料外で出させていただきますが、資金の貸付に当たり、今回補正予算をお願いするものでございまして、歳出といた

しまして、7ヶ月間×30万円の210万円、これにつきましては貸付金額は一つのレセプト単位で1万円から30万円の範囲のうち、利用者負担額の実費をするというもので、経費に基づいてのものでございます。そして、歳入といたしまして、2ヶ月後に発生いたします助成金を充当するというので、30万円×5ヶ月ということで、150万円をお願いするものでございます。

6月議会提出予定議案ということで、4つの条例改正では貸付制度の実施に伴い、医療制度の不適切な利用、例えば、貸付を受けたのに医療機関等への支払いをしなかったとか、貸付対象者が医療機関等から支払いを猶予されているのに、町への貸付の申請をしなかった等、そういうものに対します対応を規定する必要がございまして、関係条例の改正を行なうというものでございます。

例といたしまして、資料1を見ていただきたいと思います。資料1の要旨、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例（要旨）、乳幼児医療費助成制度に伴う医療費の貸付制度において、不適切な行為があった者に対し、当該助成制度に係る受給者資格登録及び助成金の支給を停止することができることとするとともに、貸付金による医療費の支払が行なわれなかった場合の医療機関への助成金相当額の支払についての規定を設けるものであります。こういった関係につきまして、以下、3件についても同内容の要旨ということでございます。

以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 まだ、今初めて見させてもらったのですが、今の説明の範囲内で考えますと、条例改正の要旨の中では受給者資格登録という言葉が出てくるんですが、この貸付制度、審査後貸付を決定し、対象者に資金を貸し付けるという制度の形になってると思うんですが、その辺、もう少し詳しく説明をお願いしたいんです。一旦、登録をしてしまえば、

それがずっと生きてて、お医者さんに掛かる時に、直ぐに申請されたら貸付け受けることが出来るんだとか、そういうその辺の内容についても少し、はっきり分からないと判断し難いなというところがありますので、お願いしたいと思います。

健康推進
課長

まず、貸付から償還までの流れといたしまして、貸付を希望される方、要は対象者でございますが、あらかじめ町に貸付対象者の認定を申請するという事で、町は資格審査後、認定書を交付するという事でございます。そして、対象者が医療機関等で医療サービスを受けると、この際、その認定書を提示する。医療機関等は支払いを猶予し、請求書をまず発行されるということでございます。そして、その対象者につきましてはその月の中で、医療機関等で請求額合計が10,000円を超えた場合、翌月の7日ぐらいまでに町に貸付の申請を行なうということで、役場へその医療機関で発行された請求書を持ってきていただくということになります。それで、町は審査後、貸付を決定し、対象者に同月の25日までに貸付をするということで、そして、その対象者につきましては月末までに医療機関等へ利用者負担分を支払うということでございます。そして、医療機関等はその翌月の10日までに、支払機関、国保連に報告されます。そして、国保連につきましてはその翌月の10日までに町の支払報告をされまして、町はその月末までに助成金を支払し、貸付金の元利収入の財源に充て、償還させるというものでございまして、住民の方が役場へ申請に来られて、口座等を申し込みされたら、役場へ再度手続きにくるというようなことはございません。そういう流れでございます。以上です。

里川委員

今の説明で、だいたい流れは分かりましたけれども、認定書交付に関わります啓発ですね、そういった該当される方々について、もちろん、この8月から福祉医療の制度が変わることの周知も徹底しなければならないと思うのですが、また反面、そういった方々、認定できる方々があるということの周知ですね、併せてやっていただかないとい

かんと思うのですが、今、どういう方法を考えておられるのですか。

健康推進
課長 この制度改正に伴いまして、切替発行がございます。その時には、個人、それぞれお見えになりますので、その時に説明、並びに、広報等で周知してまいりたいと、このように考えております。

里川委員 今、ちょうど、切替発行にお見えになるということがでてきたんですけど、健康推進課の現状を見させていただく中で、4月も年金の学生の免除の申請であるとか、あその窓口にもいろんなお客さん、健康保健、国保の関係といろいろなお客さんが来られてて、非常に混雑していた状況があったんですけども、今後さらに、福祉医療の制度の切替が行なわれるという中では、スケジュール的にはどんなスケジュールなのか、だいたい6月ぐらいから、そういう切替というか、6月、7月ぐらいにそういうのがあるのかなと、届けも6月ぐらいだったり、福祉課の方に係わると思うんですね。これからちょっと詰まってやるということになってくるのかなと思うんですけどね、切替まで、8月まで十分な対応ができるのかどうか、人的な配置についても、今、健康推進課、一人少なくなってますね、研修で。その点も含めまして、非常にお客さんを待たせるということも問題もあるし、そしてまたお客さんに十分な説明ができるかどうかということも、心配しているところなので、その辺についても併せてこの際ですので、聞いておきたいなと思います。

住民生活
部長 私の方から職員の関係でお答えをさせていただきたいと思います。
今、里川委員からもご心配をいただいていますように、確かに一時的にはたくさんの方が切替等でお見えになろうかということで、我々としてもそれらの事も想定をする中で、今、福祉課の補佐をしております西梶補佐が健康推進課にもおりました経験がありますので、そういう事でそういう時期で、健康推進課と福祉課の方でスケジュール的な面も話をしてもらおう中で、西梶補佐の方で一時的な面で、そういう

時にスケジュール面等も日程調整をする中で、応援をしていくというように考えております。今までにも4月以降でいろいろ忙しかった時もあるんですが、その時もとりの課であります住民課の方でも手伝いが出来る対応を採ってもらっております。更新時期のそういう時になりましても、住民課の方でも健康推進課の経験者がおりますので、福祉課、健康推進課、住民課と、3つの課が職員同士の連携を取りながら、切替時期の事務の煩雑化に対応はさせていただくと、このように考えております。

スケジュール的なことにつきましては課長から説明させます。

健康推進課長 スケジュールといたしましては、方針といたしまして、7月に切替ということでございます。それまでに、案内文書の中に申請書というものをに入れて、個人に通知して、それを持ってきてもらうということで、発送時期については、まだ確定しておりません。そういう形で進めさせていただきます。

里川委員 そうしましたら、案内文書にも制度改正に伴う内容については、受取られた方に分かるような内容できちっと示していただけるということを確認をしたいと思います。それと、お客さんね、長い時間待たされたら、いらいらされる場合もありますので、今、部長もいろいろ考えていただいているとは思いますが、窓口の状況を見る中で、うまく臨機応変に対応していただけることを、是非ともお願いしたい。そして、こういった制度が改正されることを住民の皆さんに周知をきちっとするというを果たしていただけるようお願いしておきたいというふうに思います。

委員長 他によろしいですか。

木田委員 一つ心配なのは、焦げ付きが発生しないのか、助成金を支出し、貸付金を償還に充てるということなんですが、そういう心配は全くない

ということで理解しておいて、よろしいですか。

健康推進
課長

焦げ付きの発生ということにつきましてははないとは言い切れないところでございます。ただ、患者さん自身は病院へ行って、その病院と言っても、大体、自分が知っているとか、信用している病院へ通われている方が大半でございます。そういう所の医療機関から請求書ももらって、そして役場からお金を借りて、それをまた持っていくというのが本来でございます、それを持っていかないということになれば、要は患者さんとその病院との、根本的にコミュニケーションが崩れてしまうというようなこともございます。そして、元気な方よりも、往々にして病院へ行かれる方はどこかが悪いということで行かれておるということでございますので、そういったことを考えるというのは、必ずしも正しいとは言えませんが、そういう考え方は余りないのではないかと思いますし、焦げ付きということで、最小限にするためにも、出来るだけ、住民さん、何回も役場へ来ては、また向こうへお金を持って行ってとか、というようなこともございます。そういったことを出来るだけ少なくするために町の方でも、どうしても持っていくのがしんどいと言われるような方がございましたら、町の方で対応したり、そういうことも考えて、出来るだけそういう焦げ付きのないように努めてまいりたいと考えております。

木田委員

やはり、一応、こうして困っていると言うことは、支払も困るということで、貸付制度を受けると言うことは、どうしてもやっぱりそういうことが発生すると言うことは、やっぱり、前提に考えていかなければいけないのではないのかなと、私はそういう風に思います。だから、有り難いと思って借りはったなにでもですね、町営住宅なんかでも、滞納になっているとか、いろんなのがあるでしょ。だから、そういう焦げ付きとかということのないように、事業は進めて行っていただきたいと、お願いしておきます。

委員長

他によろしいですか。

次に、（５）斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてですが、報告事項（１）の条例施行規則の一部改正についてと関連いたしますので、一括して説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは一部改正条例案と規則の一部改正を一括して、理事者から説明を求めます。清水環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、６月定例議会提出予定議案の（５）斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてと、各課報告事項の（１）斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を一括して説明させていただきます。

本条例および施行規則の改正につきましては、冒頭の町長からのご挨拶にも触れられておりましたように、以前から議員の皆様方にもご心配をお掛けいたしておりました、ビニールごみのリサイクル処理を実施していくに当たりましての一部改正でございます。リサイクルの実施の時期につきましては、前回の委員会におきましても、ご質問にお答えするという形で説明させていただきましたが、いよいよ１０月１日から実施してまいりたいという風に考えているところでございます。改正内容の説明の前に、現時点におけます三重県伊賀市との事前協議の進捗状況について、少し説明をさせていただきたいと思っております。

前回の委員会の後でございますが、３月の中旬に廃棄物の搬入、うちから言えば排出ですが、伊賀市に搬入に伴います具体的な諸手続きにつきまして、伊賀市の担当者と事前の打合せをさせていただきました。その後、４月の下旬に伊賀市に対しまして、事前協議書を提出したところでございます。そして先般、伊賀市から５月２４日に事前協

議会を開催するという通知が届いたところでございます。この事前協議会に私どもが出席をいたしまして、伊賀市へ廃棄物を搬入する理由、その必要性等々につきまして、伊賀市からヒアリングを受けるということとなっております。その後の予定でございますが、伊賀市の担当者の話によりますと、このまま順調に経緯すれば8月には事前協議が終了し、伊賀市の上承が得られるであろうという見込みということで、なっております。

それでは、改正内容につきまして説明をさせていただきます。

まず、条例改正についてでございますが、資料といたしましては資料5を用意させていただいております。この1枚目には要旨、2枚目には新旧対照表がございますので、併せてご覧いただきたいと思います。

当町では平成5年度より、環境汚染防止及び焼却処理設備の延命化、適正管理ということで、2つの側面からビニールごみを可燃ごみから分別をいたしまして、埋立による処理を行ってきたところでございますが、近年、容器包装以外のプラスチック類のリサイクルできる処理方法が確立されてきたということで、当町におきましても、より適切な処理を行なうということによりまして、ごみの減量化、再資源化をより促進させまして、もって、地球環境の負荷軽減と循環型社会の形成に寄与するために、ビニールごみを現在行なっております埋立処理からリサイクル処理に移行しようとするものでございまして、その移行に伴いまして文言整備も含めまして規定の改正をするものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表にも表示されておりますように、条例の第22条関係の別表を改正するものでございます。

条例第22条第1項でございますが、ここには町長が別表に定める一般廃棄物の処理手数料を徴収するという旨の規定を定めているところでございます。

まず、改正の内容の一つ目でございますが、種別及び区分の改正でございます。今回、リサイクル処理を行ないます対象は、既に分別し

てリサイクル処理を行なっておりますペットボトル、食品トレイの2つを除きます、それ以外のプラスチック類のすべてといたしておりますことから、ビニールごみの種別をリサイクルするという事で、一般廃棄物から資源物に変更しております。また、それと同時に、現在ではいろいろな種類がございます、プラスチック類の中の一つの素材の名前であるビニールをもって、これまではビニールごみと称していたわけですが、排出される住民の方々に混乱を招かないよう、と言いますのは、ビニールごみはビニールしかだめなのかという問合せもたまにございます。そういうことで、ペットボトル及び食品トレイ以外のと、そういう意味でその他プラスチック類というふうに名称を改めたいと考えております。ちなみに、このその他プラスチック類という名称は容器包装リサイクル法におけます名称と整合性を図るという意味合いもございます。新旧対照表で申しますと、右側が旧でございますけれども、旧の表の下から6段目にございますビニールごみから左側の新の表の下から2段目、その他プラスチック類というふうに改めるということでございます。

要旨に戻っていただきまして、次に最近増加傾向にございます収集作業中の爆発事故、このことにつきまして、この原因がいずれもスプレー缶が不燃ごみに混入されているということが原因であると考えられておりまして、その原因の一つとして、一般的にスプレー缶は危険であるという認識は若干ありますものの、なかなか有害であるという認識はないのではないかと、そして、そのことが不燃ごみへの混入の要因になっているのではないかと、いうところから、有害ごみの区分を啓発的な意味も込めて、この際、有害・危険なごみとその名称を改めたいと考えているところでございます。新旧対照表で申しますと、旧の表の下から5段目に有害ごみとございますが、これが新の表の中頃にございます有害・危険なごみと改正するものでございます。

改正内容の2つ目でございますが、処理手数料単位の改正でございます。リサイクル処理を行なう場合、破袋、もしくは選別の作業中に、例えば、注射針などの異物の混入によりまして起こる危険の防止、お

よび選別の効率化を図っていくためには、どうしても中身が目視、見て直ぐ分かるような状態で排出することが条件となってきます。そういうことから、その他プラスチック類の排出につきましては指定袋制とさせていただきたいというふうに考えておりました、これによりまして処理手数料単位を改正したいということでございます。なお、今回、その他プラスチック類は資源物として取り扱いをさせていただくために、他の資源物同様、処理手数料は無料といたしております。新旧対照表で申しますと、新の表の下から2段目の単位の欄に町指定資源物回収袋1枚につきということで、金額の欄に無料という形で表せてございます。

3つ目の改正内容でございますが、区分の追加ということでございますが、これは平成15年度からは容器包装リサイクル法等の法律に基づきましてリサイクル回収しております食品トレイにつきましても、拠点回収場所を設置できる公共施設にほぼ配置できましたということから、この際、資源物として明確化をするために区分を新たに追加しようというものでございます。新旧対照表では、新の表の下から3段目に記載をしております。

なお、適用期日につきましては、住民の方々への周知期間も考慮いたしまして、本年の10月1日からというふうにしております。

続きまして、施行規則の改正の内容でございますが、資料7-1をご覧くださいと思います。これも1枚目に改正の要旨、2枚目に新旧対照表がございますので、併せてご覧くださいと思います。

この施行規則の改正につきましては、ただ今説明させていただきました条例改正に伴います第5条および第6条を改正しようとするものでございます。

まず、資源物回収方法等を定めております第5条の改正内容でございます。第1項第3号に、今回その位置付けを明確化したいと考えております食品トレイにつきましても、そのごみの定義とその排出方法を新たに追加をいたしております。第4号には、旧では一般廃棄物といたしておりましたビニールごみを資源物として位置付けるとともに、

その名称をその他プラスチック類と改めまして、その定義と排出方法を定めております。

次に、一般廃棄物排出基準等を定めております第6条の改正内容でございますが、旧の第1項第5号では有害ごみとしておりましたが、新では第4号に有害・危険なごみと名称を改めさせていただいております。

なお、この規則につきましても条例の適用に合わせまして、17年10月1日からというふうに考えております。

条例および施行規則の改正につきましてもの説明につきましては、以上のとおりでございますが、この機会に10月から実施しようとしているビニールごみおよび不燃ごみも併せてでございますが、リサイクルの流れにつきまして若干説明をさせていただきたいと思っております。資料7-2をご覧くださいと思います。

これはビニールごみおよび不燃ごみの処理過程を図にしたものでございますが、図の左から右に処理過程が進んでいくという表現をさせていただいております。

まず、一番左側でございますが、住民の皆様方が町の指定袋に入れて排出していただきましたビニールごみおよび不燃ごみを町が回収いたしました後から斑鳩町という形で表示させてもらっておりますが、その後、伊賀市の処理業者に引き渡します。その方法は、現在もそうでございますが、業者が当町の処分場に回収にくるという方法でございますが、現行の方法では、その業者が回収したごみはそのまま埋立てている訳でございますが、10月から回収したごみを破碎や選別を経て、それぞれ金属類、そして再生のしようのない不燃物、そしてプラスチックに分別するということとなります。そして、分別された種別ごとに、再生処理なり、埋立処理を行うこととなります。このうち、プラスチックにつきましても、ここにはRDFと表記をしておりますが、これはごみから出来た固形燃料という意味の略称でございますが、このRDFの原料として再生利用されるということでございます。RDFの下に、1段飛んでPP・PEという形で表示をさせていただ

ておりますが、これはプラスチック類の種類のございまして、P Pがポリプロピレン、P Eがポリエチレンというものでございまして、この2つの素材につきましては選別した後、滋賀県甲賀市にございまして再生パレット工場に有価で引き渡されると、そしてその工場に運輸倉庫等々で使用されるパレットとして再生利用されるということになる訳でございます。その上に残渣とございまして、これは再生利用が出来ない汚れたプラスチックや悪臭の酷いプラスチックなどの、いわゆる残りかすという事でございまして、これにつきましては埋立処分という形になります。

また、この図の左上の方に、斑鳩町から伊賀市へ向けての矢印がありまして、その上に通知・負担金支払というふうに書かせていただいておりますけれども、これは毎年1回、廃棄物処理法に一般廃棄物の搬入先の市町村に対して行なうこととされております通知、これは年1回でございますが、負担金支払については前々から説明させていただいております、伊賀市環境保全負担金条例によりまして年度末に伊賀市に負担金を支払うことを表示したものでございます。一番下に、処理量の報告という形で斑鳩町に向けての矢印がございまして、これは毎月処理業者からリサイクルをした量などを報告がされるということを示したものでございます。

以上が、ビニールごみのリサイクルの流れでございますが、以上3点について、長々と説明させていただきましたが、条例改正および施行規則改正についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 今までも分別をしてきた関係で、早く埋立よりはリサイクルの方がいいので、研究してほしいということは、厚生常任委員会でも以前から言っている内容ですので、進めていただくについては非常にいい事だというふうに考えている訳なんです、10月から実施すると

ということになりましたら、袋を変える関係であるとか、それとリサイクルする関係でいうと、今、現状の状態がどうなっているのか分からないんですが、汚れをきちっと完全に取り切らなければならないとか、何か、今まで以上に厳しくなる点というんですか、そういうものがあるのであれば、やはりきちっと住民の皆様方にご協力をいただけるようにしていかないといけないだろうという中では、環境問題学習会、以前からごみの有料化に伴って継続的にやってきていただいているとは思いますが、その関係をもうちょっと徹底してやってもらわないといけないのかなと、それと美化推進委員さんというんですか、地域ごとに出ていただいていた推進委員さんを今回は増やしていくんだというような方針を環対の方で示されてたと思うんですが、その推進委員さん、出ていただくのが、4月以降、自治会の役員改選の後、ちゃんと進んでいるのか、どんな風に増やしたのかとか、そういった細かい点についても確認をさせていただきたいのです。そういった推進委員さんたちに、まず、そういう徹底をして、ちゃんと、お話をさせていただいた上で、地域、地域で、この、10月からするといったら余り日にちありませんから、もっときちっと徹底してやっていただくということが大事なのかなと思ったりするんですけど、その辺どんな風にお考えになっているのか、お聞きしておきたいと思います。

環境対策
課長

委員の申されるのもごもっともだと思います。私どもも、それについては十分配慮する必要があると考えておりました、住民の方々にリサイクルという形で進めていくという事につきましての周知につきましては、今現在、考えておりますのは、これは6月議会に条例提案をさせていただき訳でございますが、議決を得られましたならば、議決後、自治会長に協力依頼の文書を発送しようかというふうに考えております。その中で自治会から個別に説明を受けたいという申出が当然出てくるかなと考えておりますので、そういった自治会につきましては個別に自治会におきまして、こちらから出向かせていただきまして、説明を行ないたいというふうに考えております。自治会に入っておら

れない方もおられますので、その方につきましては、今現在でも無料の指定袋を、そういう方法で通知しておるんですけども、ダイレクトメールにおきまして、リサイクル処理の移行の周知文を送付しようかと考えております。その他、広報やインターネットホームページにおきましても、特集記事等々を掲載していきたいと考えております。周知について、今現在、考えておりますのはそういう方法でございますが、今まで排出された住民の方々の、その排出の方法を変えるのかというご質問でございますが、なるほど、今現在、抽出的に見させていただきますと、なかなかきれいなものも当然ございますが、中には若干、可燃ごみ、生ごみが混ざっている状況の袋もございます中で、どうしてもリサイクル率を上げていきたいということになれば、そうしたことでよりきっちりと分別をしていただく必要がございます。ということで、それも併せてこれからの周知の方に、力を注いでいきたいというふうに考えております。環境保全推進委員さん、7月で今現在の任期が切れますので、8月からの新しくなっただく環境保全推進委員さんには、これまで50名でしたが、各自治会から1名ずつ出ていただきたいということで、先般、各自治会にそういったお願いをしているところでございますが、今現在、そうしたことで各自治会、役員交代等々の中で、いろいろ選んでいただいているということも耳にしておりまして、締切りはまだ先でございますが、今現在のところ集計はされておりませんが、そうしたことで8月から各自治会1名ずつ出ていただく環境保全推進委員さんの方々にも、そうした協力を呼び掛けながら、説明会がございますので、そういう協力を呼び掛けながら、分別の徹底およびリサイクルを進めていくという事につきまして、住民の方々にも広めていきたいと考えております。以上です。

里川委員 住民の皆さんがたも理解していただけるように、リサイクルをするということの重要性なども強調していただきながら、理解を求めていただきたい。そして、より多く、一人でも多くの皆さん方に分別の意義を分かっていただけるような周知というのを心掛けていただけるよ

うに、お願いしておきたいと思います。

木田委員 無料ということで、有り難いことなのですが、今現在、御所かどこかへ出しているのと、こっちと費用的に比較した場合、どのぐらいの差が出てくるのか、大体。ある程度、町民にも負担を強いられなければならないようなことにもなるのではないかなというふうにも思いますけど、やはり、何でも無料にしたら町民の方は喜んでおられるか知らんけど、やはり町にとってはだんだんとそれが負担になってくると、財政的にもこれからどんどん厳しくなっていく以上は、将来的に、そういう面においても、大した金にはならんにしても、可燃ごみとかについても応分負担をしてもらっているんだから、こういう面についても御所の方のなには1億以上、年間掛かってますわね。だから、そういう風なことも考えたら、ちょっとでもそういう負担を軽くしながらでも負担していただく。そうしたことによって、ごみの減量にでもつながるのではないかと、そういうふうに私は思いますが、費用の面において、どのくらい差が出るのか、聞かせていただきたいと思います。

環境対策課長 あくまでも試算という形でご理解いただきたいと思うのですが、16年度の処理量を本年度10月から伊賀市へ、今まで御所市であったものが変わった場合、先ほどから申し上げております指定袋の作成費、および伊賀市に支払うこととなります環境負担金、1トン当たり1,000円でございますが、これらも含めまして17年度では、あくまでもこれは試算という形ですつこい様ですが、予算から見ると約2,000万円の減という形になるというふうに考えております。まるまる1年間、例えば、18年度からまるまる1年間、そういう形になる訳でございますので、17年度の処理委託料の予算額が1億3,600万円あまりでございますが、18年度ではただ今の試算では8,800万円ということで、約4,500万円強、町の負担が少なくなるというふうに試算をしているところでございます。

それと、無料で指定袋を配布するということにつきまして、担当課

の中でもいろいろ論議させていただきました。そして、また環境問題学習会、エコ21でも、いろいろ住民の方々にもご意見をお伺いする中で、また当然、廃棄物等減量推進審議会の方でもご討議をいただいた中で、町が直接、皆様方の税金を使って作成した方が、市販の、今考えている容量の袋よりも、住民の方々が買っていただくよりも安いという結果もございまして、その面でもやはり、直接の負担はいただかない訳でございますが、税金という形でその分を見ていただいた方が、より安く経費もあがるということなので、いいのではないかという結論に達したということでございます。

木田委員 それはまあ、減るということは結構なんですけど、平等性というのか、何もかもちゃんと負担してくれている人については無料でもいいと思うけど、そうでない人についても、ごみとかは出るものだから、それも無料で配布したら、結局、応分負担にはなっていない。やはり、私はそういうのはおかしいのではないのかなと思うけども、結果的にそれだけ費用が少なくなるということは有り難いから、どれだけ無料で続けられるのか分からないけども、出来れば、将来的には、何ぼかでも応益負担ということで、負担してもらえるように働きかけていかなければ、斑鳩町の財政は逼迫してくるのではないかなと、まだ今、単独で行くという、初年度ですし、まだ2年や3年ぐらいはこのような状況で行けるのではないかなと思うけども、まだまだこれから、総合福祉会館とか、いろんな事業を行っていくとなればもっと逼迫してくると思うので、そういうことも考えてもらいたいなと、そういうふうをお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

それでは次に、(6)町長専決処分について承認を求めることについて(平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)理事者の説明を求めます。清水健康推進課長。

健康推進課長 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）、この関係につきましては、平成16年度におきまして医療に要しました費用が歳入を上回ると考えられるため、会計処理上、17年度より不足分を繰上充用するための補正予算でございます。5月下旬に補正の専決処分を行なった上で、5月末日で繰上充用を行なう予定でございます。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、（7）町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）理事者の説明を求めます。清水健康推進課長。

町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）、これも平成16年度、本特別会計におきまして医療に要しました費用が、当該年度の医療費交付決定額を上回ると考えられるため、17年度より不足分を繰上充用するための補正予算でございます。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、（8）平成16年度斑鳩町事故繰越し繰越計算書の報告について（一般会計）について理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 平成16年度斑鳩町事故繰越し繰越し計算書の報告について（一般会計）につきまして、資料6によりましてご説明させていただきます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、（仮称）総合福祉会館建設事業におきまして、平成16年度内の用地の取得に向け、努力いたしましたが、平成16年度内の用地取得ができなかったため、引き続き平成17年度に用地取得に向け、掛かりたいと考えております。平成16年度予算において計上いたしておりました実施設計等に係ります経費、3,600万円を平成17年度予算に繰越させていただくものであります。用地取得費につきましては、土地開発公社で予算化させていただいて取り組むこととしております。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

委員長 以上、6月定例議会提出予定議案については、予め説明を受けたということで終わります。

委員長 次に、各課報告事項について受けてまいります。

（4）斑鳩町ねたきり老人紙おむつ等支給事業について、報告を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 斑鳩町ねたきり老人紙おむつ等支給事業につきまして、県事業のねたきり老人紙おむつ等支給事業等の見直し等がありました事により、町の当事業の対応につきまして説明させていただきます。

ねたきり老人紙おむつ等支給事業につきましては、国、県、町とそれぞれ実施しておりますが、県事業につきまして平成16年度までは寝たきりで常時失禁状態の方を対象に、本人及び扶養義務者の所得により、所得制限を設けまして紙おむつの現物支給をされておりましたが、平成17年度から支給要件が要介護度3以上の方で市町村民税非課税所帯と見直しされました。事業名も要介護高齢者紙おむつ支給事

業となりました。なお、経過措置としまして3年間、平成16年度現在の受給者は平成19年の末まで、県は紙おむつを支給するという事です。このことにつきましては、県から3月末に正式な通知があった事であり、4月1日からの申請者については、県の事業では改正後の支給要件で支給されるという事になります。当町においてもこの事業について検討しなければならないところですが、当町としましては、平成17年度につきましては資格要件等の見直しは、現在行わず、町事業を実施して参りたいと考えております。このため、町事業の対象が増える事が見込まれる事から、受給者等の動向等を今後把握する中で、必要に応じまして今後予算措置を講じてまいりたいと考えております。なお、当町としましては、当事業につきまして17年度、一年間で近隣の状況等を調査・検討しながら資格要件の見直し等、この制度のあり方につきましても、委員会にご相談申し上げながら検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上簡単ではございますが、説明を終らせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので何かお聞きしたい事があればお受けいたします。

里川委員 県の方がそういう風に要件を変えてきたという事は、ちょっと私も聞いて知ってたんですけども、斑鳩町はそのまま、これまで通り17年度とりあえずやるとなった場合、その費用的には、県が要件変えたので県から支給される分は減るわけですけども、斑鳩町がこれまで通りやろうと思ったら、そこで斑鳩町が単独で持たないといけない費用が出てくると思うんですけども、その費用については、だいたいどれ位になるという風に考えてはるのか、今現在試算出たら教えてほしいなと思うんですけども。

福祉課長 県の申請者につきましては、年間だいたい30件程度あるという事

で把握しておりまして、そのうち、今の要綱改正に伴いまして、県事業以外に斑鳩町がその方に支給していくという事になるかと思えます。その把握しております人数等で試算しておりますのは、だいたい100万円程度、今現在の予算より増えるのではないかと考えております。

里川委員 本当にね、福祉に関するもので、県との関係で、福祉医療もそうですけれども、県との関係の中でこれまでやってきているんですが、県がこういう風に変えてきたと、そしたら町はどうしようかと、非常に斑鳩町として悩むところやろうし、大変なところやろうし、と思うんですけれども、利用する人たちについては、そういう事がよく分からないんですよね。ですから利用される方について、そういう制度が変わった事とか、支給の状況が変わるとか、県がしなくなったら今度は町が単独でするとなったら方向が変わるかもしれない、とかそういった形の時に、利用者の側に立って利用者の方が分かりやすいように、これからも色々対応していただきたいという事をお願いしておきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。それで結構です。

委員長 他にございませんか。

次に（５）斑鳩町次世代育成支援行動計画について報告を求めます。

福祉課長 16年度に策定をしておりました斑鳩町次世代育成支援行動計画が出来あがりましたので、その内容を概要版によりまして説明させていただきます。資料はお手元の方にお配りさせていただいておりますこの概要版になります。

この計画は、次世代育成支援行動計画策定協議会におきまして、ご意見をいただきながら策定したものであります。1番目としまして、計画の策定の主旨という事でございますが、少子化が一層進行する中、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が策定され、時代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るための

目的、内容、実施時期等を定めた行動計画の策定が義務付けられたという事から、本町におきまして、斑鳩町次世代育成支援行動計画を策定いたしましたものです。

2番目としまして、人口と少子化の推移を掲載させていただいております。平成12年には年少人口の割合が14.5パーセント、高齢人口の割合が15.8パーセント、逆転しております。

3番目としまして、計画の期間としまして、今回策定いたしましたのは、平成17年から21年までの5ヶ年の前期計画であります、という事でございます。

4番の策定方法につきましては、先ほどご説明しましたように、協議会の方でご意見いただきながら策定いたしました。

5番としまして、計画のテーマという事でございます。住民誰もが地域の子育てに参加するまちづくりを目指し、地域住民、事業所、行政等がお互いに連携、協力しながら地域一体となって子育てを支援し、子どもの健やかな成長、発達を支えていくまちづくりを進める事から「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」というテーマといたしております。

6番目としまして、計画の基本方針でございます。4つの基本方針を挙げております。1. 身近に支えがあり仲間がいるまち、2. 安心して元気に子育てできるまち、3. 心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち、4. 一人からみんなへ広がる子育て応援のまち、という事で4つの基本方針を掲げております。また、それぞれの4つの基本方針の下に18の施策を展開しております、その施策の下には52の項目を設けており、99の事業によってこの計画は成り立っております。

また、その裏面であります、数値目標につきましては、この事業の中から数値目標が設定可能なもの、49事業につきまして、4つの基本方針ごとに数値目標を掲げております。この本計画に基づく施策を推進するため、斑鳩町次世代育成支援地域協議会を設置いたしまして、進捗状況を管理、評価しながら本計画の円滑な推進を図ってまい

りたいと考えております。以上、簡単ではございますが、次世代育成支援行動計画の策定についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木田委員 この間のあるテレビの討論というのか、その中で、元政治家の人もおっしゃっていたんですけれども、やはり、その金の支援がなかったら子どもはできない、つくれない、というのが現状だと、その人もはっきりおっしゃってますねんけれども、私もやはりそういう風に思います。いろんな事業、やってくれはったって、裏づけとなるお金、収入が伸びない以上はなかなか子どもをつくれないというのが現状やと思いますけれども、一応こういう風な立派な支援行動計画作ってくれはってんけど、果たしてそれで子どもさんが増えるのかなと、私は疑問に思いますけれども、それについて、これでどんどん増えていくとお考えなのかどうか、やはりその裏づけとしてはやっぱり何と言ってもお金だと、これはもう、元政治家の人もはっきりとおっしゃってましたけれども、私もそれは同感で、出産祝い金30万円ですか、そんなだけではなしに、これから、医療費とかいろんな事はやってくれてはるけれども、それでは十分でないように思いますけれども、その点についてこれで、これから斑鳩町の人口、どんどん増えていくという風にお考えなんでしょうかね。

町長 今のご質問等の関係については、奈良県でも出生率が1.19、当町もそういう段階を迎えております。確かに次世代育成支援行動計画をしたから子どもが増えてくる、子どもがどんどん生まれてくるのか、という事よりもまずやっぱり結婚をするという前提ですね、結婚適齢期等を考えますと、非常に、結婚する年齢が遅くなっている、あるいは結婚しない、一人で生活した方が安心で安全で、という事で、必ずしも子どもが増えていくという事には限っていかない。子どもを、ど

う生み、育てていくか、という問題で、今現在生まれている子どもさんを次世代の育成として、どういう支援をしていくかという問題が提起されております。子どもさんがどんどん生まれてくるという事には結びつかないと、私は思いますし、まずやっぱり結婚をされて、必ずしも、昔のように子どもさんがどんどんどんどん生まれてくるような状況にはあり得ない。そういう環境の中でどうしていくのか、という事が非常に難しい問題で、私はやっぱり特に色々な施策が出てきますけれども、まずやっぱり結婚する事を考えていかなかったら、今の若い世代、なかなか、どこの家でもまだ娘、結婚してません、もう放ってますねん、いつか結婚しますやろ、という事で終ってきている。それと、一人でするのが非常に楽やという事も踏まえてそういう環境をやっぱりどうしていくのかという事がこれからの大きな問題で、県も結婚ワクワクこどもすくすくプランとか、そういう子育て支援の関係とか、そういう施策があって、我々も参加し、なかなか、結婚ワクワク、になるような状況に整っていないという現状ですので、木田委員もご指摘のように、こういう事をしたから必ずしも子どもがどんどん増えていくという事にはならないと思います。子どもは子どもとして、どう生み育てていくのか、生むという事の問題、この間も政治家の方が申されたように、やっぱり子どもは欲しいけれども、結婚もされているけれども、子どもは欲しいけれどもできない。是非とも子どもがほしいという事で不妊の手術をしようと思ってしたら、子ども一人生む分のお金がかかるという事で、非常に大変な事でございます、という事を言われているように、やっぱり昔のように私は、結婚されたから必ず子どもさんが生まれてくるというのは、よくよく聞かれるのは、結婚されて子どもさんできましたか、と聞きますと、いや、まだ、なかなかつくる気はありません、とかいう話をされていますけれども、現実的に果たして若い世代の方々が、結婚して必ず子どもが円滑に生まれていく、という事については、私はなかなか難しいのではないかなという事も踏まえて、これから国あるいは我々末端の県、市町村がどう対応していくのか、この辺については大きな問題がある。

ただ、これは次世代育成という事でこういう形をとっていきますけれども、そういう事的前提として、結婚をしていただいて子どもをつくってほしいという事で、我々としてもそういう事を踏まえて、十分啓発し、努力をして参りたいと考えております。

里川委員 今、木田委員が言われて町長ご答弁なさいましたけれども、私も一点、少子化対策の中で気になっていた事について、町長が触れられましたので、ぜひ私もお願いしたいことがあるんですが、奈良県も斑鳩町も合計特殊出生率が低いわけなんです。そんな中で若いお母さん方、ご結婚なさっている方でも子どもができない方がいらっしゃるんですよ。4年、5年できない、じゃあ不妊治療どうしようか迷ってると。なぜ迷うのかというと、やっぱり不妊治療高くつくんですよ、費用が高いという事もあって、町長も申された通りなんです。ですから、職業に就くについても、就業に就いても若い人たち不安定な状況もある中で、不妊治療が高くつくということもある。そんな中ででも結婚して子どもが欲しいと思っておられる、そういう若い方はいらっしゃるわけなんですよね。そういう方たちに子どもを産んでいただけるように、何かお手伝いできないのか、それを町や県が一定の、何年以上子どもができないけれども、不妊治療を受けたい、そういったものに対していくらかの補助でも出せるのかと。全国的に見たら不妊治療に補助金を出してるところ、自治体があると思います。担当の方でまた調べていただきたいと思うんですけれども、いくつかそういうものに補助金を出しているところがありますので、県もやっぱりそういうことに、県も次世代育成支援計画作ってると思うんですよ、奈良県も合計特殊出生率低いですから、やっぱり町からも色々県に言って、そういうことが出来ないのかという事を研究しながら、少しでも奈良県で、また斑鳩町で子どもさんが増えるように努力をしていただきたいと思います。それと、この次世代につきましては、私は以前から言ってるように、軽度の発達障害など、少しでもちよっとでも早く見つけて、重度化しないように、そしてまた改善ができるように、こ

ういった事にも力を注いでいただきたいという事と、それと、この次世代を考えた時には、中学校在学中までは、割合子どもさんの状況が把握しやすいですね。けれども中学校卒業してしまって、高校へ行かれた、そういった方々については、じゃあ途中で学校を辞めはった人がどれだけいてるのか、斑鳩町です、不登校になってはる人がどれだけいてるのかという数字が分からないんですよ。中学校超えますと、高校生以上になりますとね、なかなかそういうところが掴みにくいんです。でも、そういった年代の子どもさん達にこそ、やはり自分の将来の事をしっかり考えてもらわないといけない時期にきている年代だと私も思いますので、そこら辺り、何か対策を立てれないか、常に私も色々考えているんですが、この次世代育成支援計画、今後協議会でこの計画の進捗管理をしていかれる中では、やっぱりそれ位の、私もずっとそこが気になっているところなんですけれども、そういったところの観点をきちっと持っておいていただきたいなという事をお願いしたいと思うんですが、それについて、考え方なり、ちょっとお聞かせいただきたいという風に思います。

福祉課長

今、里川委員の方からご質問ございました、若い方で子どもさんができない、不妊治療に大変お金がかかるという事で、どうしても子どもがほしいという方についてはその負担がかなり大きいという事で、その事は私も大変な事だと考えておりますが、全国的にもそういう風な、助成しているところがある、という事を委員さんの方でおっしゃっていただきましたように、県の方もそういう事業に取り組んでいる状況もあるかどうか分かりませんが、また確認しまして全国的にもそういう事をやっているかどうか、調査研究して参りたいと思います。また、高校生の不登校、中途退学の状況については、県の行動計画の中でも対策等も盛り込まれていると思いますが、町も県も連携しながら、十分その対応について考えていかなければならないと考えております。今の二つの事につきましても協議会の中で十分、委員さんのご意見聞きながら、今後町としてどういう風に進めていったらいいかと

いうあり方も検討してもらおうという事です。

三木委員 私もこの支援行動計画に参加してた人間でございますが、今後は協議会で進めていただくんですが、この計画、期間のところでは17年度から26年、10年間という事で、初期として17年から21年の5ヶ年、その後の5ヶ年を後期で見直していくという事なんですけど、同僚議員も心配していましたが、どの程度これを実際に把握しながら進めていくのかという事において、その進捗状況と、どういう、協議会では協議して練っていくんですけども、実際にどの程度までいったとか、例えば1年毎に報告するのか、それとも5年間はそういう結果、5年経たないと報告しないのかという事で、それのところはどうお考えですか。

福祉課長 進捗状況の管理等でございますが、まず、庁舎内におきまして、まず、策定した時にも作業部会等は作って各施策の担当者が集まりまして、計画を作ってもらいました。その事もございますので、各施策をその担当者がまたどのように、今後目標に向かいまして進めていくという事も重要な事でありまして、もう一度協議会を設置または、する中で作業部会も同じように庁舎内に設置しまして各施策の担当がどれだけ施策を進めていくという事を決定して参りたいと考えております。協議会につきましては、今年度は1回という風に考えておきまして、2月頃に、この一年間と言いますか、最初の年度の施策の進捗状況を作業部会で十分検討して、それをまとめまして協議会の方に報告させていただきたいと考えております。また、5年間の計画でございますので、協議会も毎年開かせていただきまして、ご意見をいただきながら施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

三木委員 作業部会というのは、何回か行われるという事ですが、協議会というのはメンバー含めて年一回の集まりなんですか。それと、作業部会というものは、理事者側だけでやる作業部会で外部から一切入ってな

いんですか。

福祉課長 作業部会につきましては庁舎内の各課の担当者が集まって、協議してもらったものでございまして、協議会につきましては9名の委員さんをお願いして、それは外部の方からも来ていただいて検討していただくという事で考えております。

三木委員 年一回ですか。

福祉課長 当初、今年は初年度という事で年一回という事で考えておりました、次年度以降につきましては、協議会の中で、また少ないというご意見が出てくるかも分かりませんので、その辺また協議会の中で諮っていただきまして、ご意見をいただく中でまた検討してまいりたいと考えております。

三木委員 それじゃ、その招集方法としては年一回行われて、こういう委員だとか、町民に対して報告はされるんですか。

福祉課長 この計画につきましては、策定も公表しなければならないとなっております、進捗状況につきましても公表していくという事になっております。

委員長 他にございませんか。

それでは次に(6)斑鳩町障害者福祉計画について報告を求めます。
西川福祉課長。

福祉課長 16年度に見直しをいたしておりました斑鳩町障害者福祉計画が出来上がりましたので、その概要版によりまして説明させていただきます。

この計画は、障害者福祉計画検討委員会においてご意見いただき、

策定したものでございまして、まず1番目に計画の策定趣旨という事で掲載させていただいております。これにつきましては平成11年度から10年間の計画を定めました斑鳩町障害者計画が5年を経過しました。また、支援費制度等の導入などによりまして、障害をもつ人たちの状況が大きくその間変わりました。また、ノーマライゼーションの理念の下、障害を持つ人が住みなれた町で地域の人たちとともに安心して生活できるまちづくりを目指すという事で、斑鳩町障害者福祉計画を16年度に見直し、という事で見直しを行いました。

2番目としまして、この計画の中にはアンケート調査を実施しました結果につきまして掲載しておりますが、概要版につきましてはその一部につきまして掲載させていただいております。

計画の期間としましては、平成17年から21年度までの5ヶ年と定めております。また、その途中で社会情勢やニーズの変化など、大きく変わるような事があれば、その措置を講じまして、その都度計画、見直しをしていくという風になっております。

策定の方法につきましては先ほど申しましたように、検討委員会のご意見をいただきながら策定したものでございます。

5番目ですが、計画の理念としまして、障害者が住みなれた地域でその人らしくいきいきと暮らしていくためには、ふれあいと支えが日常生活の暮らしの中で自然に広がり障害を持つ人も障害を持たない人もともに安心して暮らせるまちづくりが必要なことから、「ふれあいと支えあいの輪を広げ、ともに生きるまち斑鳩」といたしております。

計画の体系としましては、7つのテーマに分しております、1. あたたかい地域をめざして、2. やさしい快適なまちをめざして、3. 身近に相談できるまちをめざして、4. 健康づくりを支援するまちをめざして、5. 個性を活かし、力を伸ばすまちをめざして、6. 一人ひとりが輝くまちをめざして、7. 地域で安心して暮らせるまちをめざして、という風に7つのテーマを掲げております。その各々のテーマの下に25項目の施策を展開いたしまして、その施策の下に70の小項目も設けておりまして、全部で109の事業によってこの計画を

進めていこうという事に体系づくりをしております。

裏面であります、地域ケアシステムの整備という事で、障害者本人の自立のためのサービスや施策の輪があり、その周りを地域全体が自主的な取り組みと協働によりまして、地域の力の輪があります。地域全体の暮らしの充実をめざしまして、誰もが参加し互いに協力しあう関係やシステムを目指しております。

8番目として、数値目標につきまして、事業の中から数値目標が設定可能なものにつきまして、17事業あるわけですが、設定しております。なお、本計画につきましても、この施策を推進していくため、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会を設置しまして、進捗状況の管理、また評価をしながらこの計画の円滑な推進を図ってまいりたいと考えております。以上簡単ですが、説明を終らせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたい事があればお受けします。

木田委員 木田 ちょっと、このチラシの作り方ですな、同じように出すのになぜこんな違いがあるわけですか、カラーとこういう風なね。やっぱり出す以上は同じような作り方をしてもらわないと、やっぱりちょっとおかしいのと違うのかな思うわけです、私はですよ。だからやっぱり出す以上は、片一方はカラーで、片一方は再生紙か何か知らないけど、こんなやり方はちょっと理解できないんですけれどもね、その点についてどうですか。

福祉課長 申されましたように、次世代育成支援行動計画と今説明しました障害者福祉計画の違いという事でご指摘いただきましたが、次世代育成支援行動計画につきましては、新しい計画ということですのでこういった形、また障害者福祉計画につきましては、担当のみの手作りで作っていくという事もありまして、このような形になっております。ご指摘いただきました件については、そのように感じる訳ですが、作成をさせていただきましたので、よろしくご理解を賜りたいと思ひ

ます。

木田委員　これ、配って、貰わはった人、同じ時に貰って何も疑問に思われへんかなと思いまっせ。今日、ぱっと貰って見ても、こうして同じ時にもらうのにこれだけ差があったら、一部いくらで出来るのか知りませんよ、だけどこんな差があること自体が私はちょっとおかしいなと思いますねけども。別に何でも、くれはったらそれでいい、と言うのだったらそれは構わないけど、やっぱり同じような扱いでなかったらおかしいように思うねんけれどもね。みんなそれで納得してそれでいいと言われるのだったら、それは結構ですけれども、私個人としては、やはりおかしいなと疑問あるけれども、手作りでされたという努力はそれでいいのか知らないけど、今後やっぱりこういう事があったら、ちょっと考えてもらいたいなと思いますけれども。

三木委員　私も感じてたんですけれども。

委員長　今の木田委員のご意見、理事者の答弁はよろしいですか。

木田委員　一生懸命作ったと言われるのなら、その努力だけ買っておかない、仕方ないですやんか。

三木委員　私もこれに気がついてたんですけれども、これは国の施策という事で、みんなこのように、近隣の町もこういう形をとってるんですか、同じような形でやってらっしゃるんですか。それとも斑鳩町独自ですか。

福祉課長　この計画の策定につきましては町村が独自に工夫されておりますので、こういう形のところもありますし、統一してこういう形という事ではありません。

三木委員 当然、予算もあり、その中でこういうものを作られたと。これは町だから町の予算内であったという把握をしていいわけですね。見た方が、時間差があれば別でしょうけれども、こういう風に入ってきたら、単純にこっちの方をこういう風にすればいいんじゃないの、という風には考えると思うんですけれどもね、意見として。

里川委員 この障害者計画、概ね私が気になっているところ、概要版でも挙げられている、割合整理がされたなと思っておりますので、努力をしていただいたあとが見えるという風に感じました。ただ、地域ケアシステムの整備で後ろにも書いていただいているんですけれども、小地域福祉会のこと、ここにも書いていただいておりますが、実は私も五丁町の福祉員として、この間小地域福祉会を立ち上げてからずっと活動させていただいておりますが、どうしても小地域福祉会というのは、高齢者を対象とした福祉会のあり方が多い、中心なんですよね、なかなか障害者の関係について、研究したりどうしていこうという話がやっぱり進んでいない現状が、福祉会の中には多々あると思うんです。でもそんな中でこの計画にあるように、防災、防犯対策の推進という事では、今、地震の問題ですね、これまでも地震たくさん起こってきてましたけれども、この奈良県も東南海地震の可能性という事では言われている地域になってますので、やっぱり防災に関しても小地域福祉会などに対しまして、障害者の問題についても自分達は何ができるのか、という事を行政として無理やり色々指導とか難しいと思っておりますけれども、やはりそういったところに積極的に呼びかけて、地域でどういう風な事が考えられるか、どういう風にできるかという事をやっぱり地域の皆さんに考えていただけるように、行政側としては、もって行っていただきたいなど。その為に行政としてやはり力を発揮してもらいたいという事は私も思っているんです。この間にずっと感じてたんですけれども、ここについて、ケア会議、ケアシステムの中にも小地域福祉会、入ってますので、私はそういう心配も持ちながらこれを見させてもらってたんですが、この事についてどのように

今後されるのか、お考えを聞いておきたいという風に思います。

福祉課長 里川委員の方から質問ございました小地域福祉会、今51団体がございいますが、私も五丁町の福祉会には参加させていただきました。各役員さんにつきましては、若い方もおられ、積極的に活動されております。また、その活動の中心が地域の見守りという事で、お年寄りには限っておらないという風には理解しているんですが、中心はお年寄りに、現実にはなっているのですが、高齢者の一人暮らしの家庭、または高齢者の二人暮らしの家庭という形での、そういう場合もあると思います。今後、小地域福祉会の中でもこういう計画ができました、また次世代育成支援行動計画につきましても、子どもさんの見守りも必要という事もありますので、町の施策の中では全体、高齢者、お年寄り、障害者の方、子どもさんも見守っていただくというにはお願いをしているわけですが、今後そういう機会がございましたら小地域福祉会の中でそういう意見を、お願いをしていきたいと、取り組みができましたということも、十分周知いたしまして理解をしていただきたいという風にお願いいたします。

里川委員 是非とも、積極的に住民の皆さんとともに町の行政を進めていく、今後やっぱり単独町政を目指した斑鳩町としては非常に重要な問題だと思いますので、よろしくお願ひします。さっきからちょっと委員さんの方から出てた事で参考までにお聞きしたいんですが、例えばこっちとこっちだったら印刷代どれ位違いあるのかだけ聞いておきたいと
思います。

福祉課長 金額につきましては、手持ち資料がございませんので把握しており
ませんので後ほど報告させていただきます。

里川委員 では、また後ほどでも結構でございますので、お願いいたします。

委員長 他にございませんか。
以上各課報告事項につきましては、報告を受け、了承したという事で終わります。

委員長 続いてその他につきまして、各委員より何か質疑があればお受けいたしますが。

三木委員 いくつかありますので、箇条書きとして言いますので、お答えいただければと思います。

今、庁内の喫煙所、工事されて2ヶ所に限定されました。一つは、3階とB1なんですけれども、3階においては私たち議員も喫煙する方は吸っておりますが、職員の方が3階にはほとんど見られないんですけれども、何か、確か議会においては3階に職員の方が来てはいけないという事はないと思うんですけれども、皆さんB1の方へ行ったらっしゃるんですか。わざわざ遠い方に行かなくても3階に上がってきてもいいんじゃないのかなと私は思っているんですけれども、何か遠慮でもなさっているのかなと思うんです。ちょっとその辺お聞かせいただきたい。それと、3階はダクトを使って、ちょっと大きな工事になったようですが、B1なんですけどね、ドアが2ヶ所あって、部屋の方から入って外の方のドアを開けて、あそこを通風という形にしてると思うんですけれども、ああいう形でいいものかどうか。たぶん基準になったと思うんだけど、結果ああいう形でクリアしているのかどうかという事ですね。それと、今まで1階にあったものがB1に下りたわけですけどね、その事によって住民の方々の声か何か聞いておられますか。不便なところ、あるいはどこにあるか分からない、とかね。案内板もないのであれっと思ってらっしゃるのではないかと考えております。その辺はどうでしょうか。以上の点についてお聞かせ下さい。

総務部長 庁内の喫煙場所については今おっしゃっていただいた通り、3階と

1階という事で、これは健康増進法に基づきまして、町としても積極的に対応していかなければならないという事で、あのよう設置させていただいております。3階について、職員が利用してないのかという事でございますけれども、そういう事ではございません。やっぱり3階にも職員は利用させていただいております。地下も行っております。それについては、特に3階がどうか、という事ではないと、私は考えております。それと、2番目の地下の施設の関係でございますけれども、あれについては強制換気という形の中で、ファンを設置させていただいて、いわゆる強制換気をさせていただいたという事で、これについて設備に問題はないという事でございます。ただ、今は気候のいい時期でございますので、ドアを開けさせていただいたら、より一層爽やかな風が入ってくると、換気の維持になるという事でドアを開けさせていただいておりますので、いわゆる強制換気、ファンだけで十分だという事でさせていただいております。それと住民の声については、特段、今の段階におきましては住民の方から1階にあったものがなくなって、便利が悪くなったという事ではないという事で、地下で住民の方はくつろいでいただく、サロンの役割を果たしておりますので、その際に住民の方も利用していただくという事になっておりますので、地下で会議された場合等については、そこらで住民の方が利用されている事も私も見ております。そういった事でございますので、特段今の段階においては、住民からの声は聞いておりません。以上でございます。

三木委員 次ですが、いきいきの里の件ですが、あそこも当然喫煙の対象場所になっていると思うんですが、今やっていたところはあのままになっております。あそこについては、どういう方法をお考えでしょうか。それと、いきいきの里料金改定になって、しばらく経ちますが、現状ですね、利用者の方々、職員の方々の声としてどのようにお聞きになっているのかどうかですね。町外が高くなり町内が安くなっているという事、また利用者の数の変動等、掴んでらっしゃいますか。それと、

憩いの家、確か全面禁煙だと思うので、確認だけ。

福祉課長

老人憩いの家につきましては、この4月から禁煙という形でさせていただいております。いきいきの里につきましては、町の方針としましては、全面禁煙という形で進めて参りたいと考えておまして、今現在、利用者の方の理解等を得るために努力しているという事でございます。それから、料金改定を4月1日から実施いたしました。もちろん値上がりした町外の方につきましては、当初若干の、なぜ値上げになったのかという事を聞きましたが、現在ではそういう話もあまり聞く事もなく、順調に料金の改定が浸透しているという風に考えております。

利用者の数の状況につきましては、17年4月と昨年、16年4月という形で比較させていただきたいと思っております。

4月の入浴者数につきましては、全体で2,894人、17年4月ひと月分の入浴者数ですが、2,894人となっております。昨年の同月、4月ですが2,921人となりまして、差引きしますと今年が27人の減少となっております。入浴者の内訳をみますと、町内の方が1,821人、町外の方が1,073人となっております。町内の方が63パーセント、町外の方37パーセントとなっております。昨年はきっちりと町内、町外とは把握できておりませんが、だいたい町内の方が4割、町外の方が6割という形で報告させていただきましたことから、逆転はしておりますが、もう少し詳しく見ますと、町内1,821人、4月に利用されたという事で、そのうち今年から敬老会の記念品という事でふれあい交流センターいきいきの里入浴券、1,000円分、これを家族どなたでも1,000円、それを使っただけですという事でやっております。これを4月からお渡ししております。その方の利用者が368人含まれております。この事から本当の料金を払って入浴された方という形でもう一度調べてみますと今年が2,055人、昨年は2,511人ということで、今年456人の減少、お金を払われて入浴された方が456人の減少と

なっております。内訳を見ますと町内の方では81人増えていると。先ほど言いました、昨年については、60、40で概算で掴んでおります。それと比較しますと町内では81人今年が増えた。町外では537人の方が減少したという形になっております。これを見ても入浴者の減少につきましては、町内利用者は値下げにより、若干の増加、先ほど申しました81人であったと。同時に敬老会の記念品を入浴券に変えたという事もございまして、それで368人増えている。逆に町外の方では値上げになった事によりまして、減少しているという事でございます。それと差引きしまして全体で27人の減少ですんだという形になっております。

以上、入浴者の数の状況について報告させていただきますが、今度、まだ4月一月という事もありますので、回数券を買われてそれを利用している方もございますし、その辺実質の調査は今後続けて参りたいと考えております。

三木委員 この調査については、データとして毎月とっていただければと思いますし、私が職員の方に聞いてみる限りでは、あまり増減は変わっていないというように聞いております。こういう形をとったのは、町内の方の利用者を増やすということでやられたので、啓発等も必要だとも思いますけれども、それと他町から10名以上で来られて、無料で入ってお茶飲んで食事して、テレビ見て帰るといふ方々がいたわけですが、そういう方々については、前回そういう方々については指導していくという風にお聞かせいただいておりますので、最近ではないように聞いております。その件につきましても、ちょっと今後もないように、町としてもご指導いただけますようお願いしておきます。

それと、リサイクル法の件ですけれども、施行されてしばらく経ちますが、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、この3品については料金があるわけですが、今、そういう物を処理したいという方々については、町として幸前の焼却場へ持って行く方々、近くの電気屋さんへ持って行く方々、リサイクルショップで処理してもらおうとか、色々方法があると

思うんですけどね。この料金ですけどね、町に持って行く物については、適正な手続きをふんで持って行かれるのでしょうか、電気屋とかリサイクルショップに持って行った時の料金の比較ですけどね、その辺は町として把握してますか。

環境対策課長 家電リサイクル法に伴いますリサイクルだと思うんですけども、当然各メーカーで商品のリサイクル料金を設定しております。電気屋さんでリサイクルする場合におきましてもその各メーカーの設定した料金に基づいて徴収されていると考えております。

三木委員 私もこの質問をしたのは、リサイクルショップで冷蔵庫だって、メーカーによって金額違うんですけどね、例えば2,570円としましょう。それが、町へ行く場合は皆さん承知しているのかどうか、疑問だと思ってるんですけども、まず郵便局へ行って手続きするわけですよ。書類をもらって、今度焼却場の窓口へ行って、そこでかつ3,000円払うわけですよ。そうすると5,570円になる金額が要るわけですね。ところがリサイクルショップだったら3,000円でやると言ってるらしいんですね。その、だから私が聞いたのは、料金体系を承知してるのかというのは、そういう意味なんですけどね、違いはないんでしょうか。

環境対策課長 家電リサイクル法に伴いますリサイクルの料金というのと、リサイクルショップに処分する場合は家電リサイクル法に基づかないものでございまして、全く別のものでございます。むしろリサイクルショップに引き取っていただく場合は、逆に有償、というかお金がもらえる場合もあるかも知れないです。そこら辺で、リサイクルショップについては家電リサイクル法に基づかない取引でございます。ただ、郵便局にリサイクル料金を払い込んで、今度また運送に3,000円かかるというのは、それはあくまでも家電リサイクル法に基づく処理の方法という事でご理解いただきたいと思います。

もう一つ、3,000円の運送代につきましては、奈良県に、メーカーによって2ヶ所に分かれているわけでございますけれども、そこへ直接持ち込む場合はその3,000円が不要でございます。以上、参考までに申し上げます。

三木委員 奈良市と天理の2ヶ所あるというのを承知しておりますけど、ただ、住民の方々がね、役場に持って来たらこういう手続き、郵便局で手続きして、また焼却場で、という事を承知してればそれだけの事だと思うんですけど、他の方法もあるわけでね、その辺まあ、他の方法は他の方法で考えれば、皆さんが承知してればいいんだという事かも知れませんが、金額がだいぶ違えばそのへんも承知してあげるのも一つじゃないかな、という気がするんですけどね、現にそういう事があったという事を聞いてますので、それをちょっと頭に入れておいていただきまして、今後の課題にさせていただければ、という事でお願いだけしておきます。

委員長 他にございませんか。

里川委員 介護保険に関係する事なんですけれども、私は介護保険の運営協議会の方へ議会の方から出させていただいておりますので、一定、今どういう風な議論になっているかというところは承知してるわけなんですけれども、いよいよになりますと、介護保険につきましては条例に関わる問題が色々ございますので、やっぱりこの担当常任委員会の厚生常任委員会で極力報告というのを、介護保険の報告というのを、今年、今年度については見直しの時ですのでやっぱりやっていただきたいなど。何の報告もないんですが、実は、3月15日厚生委員会の後、3月17日に介護保険運営協議会開かれてるんですよ、ですから極力その次、次の、今年度につきましては、介護保険についての色々な報告、まだ状況がよく分からなければ分からなくってもいいんですよ、一定のところまでやっぱり報告をしていっていただく。これ、最

終的にはこの担当常任委員会で条例改正について見ていかないといけない、もう言ってる間ですからね。だけど、この委員会でもまだ介護保険について何も触れられていないというのは、ちょっと私が心配なものですから、極力介護保険について、細かい事でも、何でも一定の方向が見えたものについては、やっぱり委員会の方へ報告を出して来ていただきたいという事をお願いしておきたいと思います。

委員長 その点よろしくお願ひします。
他にございませんか。

木田委員 去年の監査の時に、リフト付きバスの運行事業しておられますけれども、その利用というところで、ゴルフという名目があったんですけど、それは利用者の中に高齢者が交じっておられたら、ゴルフというような利用の仕方であってもいいのかどうかという事ですね。それについて、その時は全くちょっと明記されてるの具合悪いのと違うか、という事を指摘しておいたんですけどね、やはり利用されるのが果たしてそういうのがいいのかどうかという事ですわな。だから、申込みに来られた時点において確認してはるのだったら、やはりちょっとこれは具合悪いのと違うかとかね、断るという事できないのかどうか知りませんねんけども、そういう事があったという事で、それ以後そういうことがないのかどうか分かりませんが、そういう事実があったという事で、リフトバスの運行事業についても、そういう事のないように、ちゃんと運行をしてほしいなと思いますけれども。そういう事があったという事で、よろしいですね。

福祉課長 昨年度の利用者の中でゴルフというものがございました。ただ、利用される時にこちらの方で状況等は確認させていただきまして、高齢者の方がゴルフを通して親睦を深めるという事で理解いたしまして、他のスポーツもございますが、ゴルフも一つのスポーツという形で考えまして、利用の申請を受けたという経緯がございます。

木田委員 高齢者が交じってはったら、どういうスポーツであっても、それはいいという事で理解していいのかな。私、たまたまゴルフという事でちょっとそういう意見を述べさせてもらってんけど、他のスポーツであっても、その中に高齢者という方が交じっておられたら、それはいいという風に理解してよろしいですね。

福祉課長 リフト付きマイクロバスの使用につきましては、町の規程というものを定めておりまして、その中に使用の範囲という事で謳ってございまして、その中にも町内に居住する障害者または概ね60歳以上の高齢者で主に構成される団体が町の公共施設の利用、また社会参加促進のために使用される時には使用できるという風になっておりまして、概ね60歳以上の方がその時の状況につきましては、含まれておられましたので、そういう形で使用規程に合致しているという形で許可したものでございます。

三木委員 引き続きなんですけど、その辺の線引きはどうなんですかね。ゲートボールとかああいうものはいいけど、ゴルフは云々、そういうのはあるんですか。老人会で行くという、親睦で行くと言われますよね、じゃあいろんなスポーツを老人の人たちがやってらっしゃるので、バードゴルフ、ゲートボール、色々あると思うんですけど、その中でゴルフというのがあるとするならば、ゲートボールはいいけど、ゴルフはダメという線引きはあるんですか。

町長 今、要綱等、西川課長から申し上げたんです。その要綱の中にはスポーツそういう関係でゴルフはあかんという事にはならないと思いますし、やっぱりそういう事で判断をしてお貸ししたという事で、監査委員もおっしゃるように、あかんとすれば、それは一つの要綱を定めないとこれから難しい問題であると思いますし、今度は、平成17年4月からは社会福祉協議会に移ってますから、その辺の事について、

整理をしなければいけないと思いますけれども、私は現状からいったら、これがいい、これが悪いという事はなかなか難しいと思いますので、その判断はどうしていくのかという事になってまいります。ゲートボールだったらいい、マレットボールとかそういうものだったらいい、あるいはゴルフはあきませんという事で定めていくのかいかないのか、そういうことは十二分に検討しなければならないと思っております。

委員長 よろしいですか。

三木委員 そういうものに、内容についてこだわらないという町長の答弁ですが、今、やっぱり60歳と言っても本当に若いですからね。50歳も60歳も変わりません。そういう意味では、ゴルフだからという事ではなく、健康増進という事も含めて、ゴルフも当然入っていいものではないかなという風に思います。終らせていただきます。

委員長 他、よろしいですか。

理事者の方から報告する事は他にございませんか。

福祉課長 少し時間をいただきます。福祉課で実施いたします一日里親会、また身体障害者ふれあいの集い、心身障害者ふれあいの集いの日程等につきまして、ご報告させていただいております。

一日里親会につきましては7月27日水曜日、行き先につきましては滋賀県の方面という風に考えております。心身障害者ふれあいの集いにつきましては8月7日、8日の1泊2日で考えております。8月7日は日曜日、8月8日は月曜日でございます。行き先につきましては、まだ未定でございます。身体障害者ふれあいの集いにつきましては、8月31日水曜日、行き先につきましては三重県伊賀市方面という風に考えております。

各事業につきましては、厚生常任委員の皆様にもまたご協力をお願い

する事になりますが、よろしくお願い致します。

委員長 他にございませんか。

環境対策課長 前々回でしたか、委員会でも紹介等しておりましたが、先ほども説明させていただきましたビニールごみを処理する現場の視察といえますか、現地見学をこの委員会で行っていただけたらなと思っております、その日程調整をお願いしたいという風に考えておりますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

委員長 当初からリサイクルごみの事で三重県伊賀市へ視察という事で今おっしゃっていただいたんですが、日程の方、いつ頃という事だけ取り決めをしておいていただいて、また課長の方で、先方との関係もございましたので、どなたかご意見を。

木田委員 うちも行政視察というものを毎年毎年行かせてもらって、総合福祉会館なんか、たくさん立派なものばかり見せてもらって、いまだに進まないという事はですよ、もうこれを、行政視察の形で見せてもらう方がいいのと違うかな。毎年毎年行く必要ないのと違うかなと、私は思いますけれどもね。やはり事業がはっきりと見えてくるのだったら何やけど、6月の委員会までには目途をつけたいという報告はあつてんけれども、それができればいいけど、それがなかったら毎年ごみと福祉施設ですか、あんまりよその立派なものを余り見せてもらってもあんまり意味はないのと違うかなと私は思うけれども、皆さんに聞いてくれはったらそれはそれで結構ですけれども。

委員長 木田委員の方から、10月の行政視察にこのリサイクル処理を見たらどうかというご意見でございますが。

里川委員 木田委員おっしゃるように、視察のあり方について見直しすること

については私も賛成なんですけど、ただ、時期的には10月1日から予定をしているものについて、やっぱり事前に見ておきたいという事もあるし、かといって8月に事前協議がほぼ終る、さっきの説明ではそういう日程的なものもあったのかなと思うんですけどね。どちらにしても、正式な行政視察としても6月議会で議決をうつ事は可能だと、私は思いますので、6月議会で議決して、別に8月とか行っても差し支えないのかなって思ったりはしてるわけなんですけれども。その辺の調整もあるだろうと思いますので、事前協議の関係ともあるだろうと思いますので、そこらへんは委員長、副委員長と担当とでいつの時期に行かせていただくのがいいのかという事をご相談いただければ結構かと思います。現場は是非、見させていただきたいですし、木田委員がおっしゃったような、行政視察として捕らえていくということについては、私は異存はございません。

委員長 そうしましたら、委員長、副委員長に任せていただいて、できるだけ事前に見るという方向でまとめさせていただきたいと思います。清水課長に、相手先にも問合せしていただかないといけませんので、後日日程が決まりましたら、各委員に報告ということでさせていただきますので、よろしいでしょうか。

(了 承)

委員長 他に質疑意見等はありませんか。

(質疑なし)

委員長 他になければ、6月議会に行われる水道決算審査特別委員会の委員選出について、厚生常任委員会から三木委員と私、浦野でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

その他についてもこれをもって終わります。

委員長 以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもちまして厚生常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

(午前11時02分 閉会)